

岩手県告示第 390 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 4 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|----------------|-------------|
| 九戸郡野田村大字野田第 1 地割字小峠 126 番 13 地先から 128 番 11 地先まで | 新 | m 53.5～10.4 | m 1044.1 |
| | 旧 | 24.2～5.0 | 1070.2 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 久慈地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 19 年 4 月 27 日から同年 5 月 27 日まで